(目的)

第1条 この要綱は、市内の高校生等でJR小浜線の通学定期乗車券を利用する 者に対し購入費の一部を助成することで、小浜線の利用促進を図ることを目的 とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) 通学定期乗車券 西日本旅客鉄道株式会社が販売する高校生用または大 学生用の通学定期乗車券をいう。
 - (2) JR小浜線の区間 敦賀駅から東舞鶴駅までの区間をいう。
 - (3) 高校生等 市内に住所を有する者であって、JR小浜線の区間に係る通 学定期乗車券を利用して高等学校等に通学するものをいう。
 - (4) ひとり親世帯 ひとり親家庭医療費助成受給世帯または児童扶養手当受給世帯をいう。

(対象者等)

- 第3条 この助成金の対象となる者は、高校生等とする。
- 2 高校生等は、助成金の対象となる通学定期乗車券を有効期限まで利用しなければならない。

(対象経費)

第4条 この助成金の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、JR小浜線の区間に係る通学定期乗車券の購入金額とする。ただし、JR小浜線の区間を越えるものにあっては、その区間に含まれるJR小浜線の区間の通学定期乗車券とみなし、当該区間の通学定期乗車券の販売金額とする。

(助成金の額)

- 第5条 助成金の額は、対象経費に100分の15を乗じて得た額(当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、助成金を申請しようとする者(以下「申請者」という。)がひとり親世帯に該当する場合は、対象経費に100分の80を乗じて得た額(当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、申請者または高校生等がおばませんサポーターの 資格を有する場合の助成金の額は、対象経費に100分の17を乗じて得た額 (当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。 ただし、申請者がひとり親世帯に該当する場合は、対象経費に100分の82 を乗じて得た額(当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨て た額)とする。

(交付申請等)

- 第6条 申請者は、通学定期乗車券購入助成金申請書兼請求書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に、通学定期乗車券の写しを添えて、市長に申請および請求しなければならない。
- 2 申請者は、市内に住所を有し、高校生等を養育する者とする。ただし、高校

生等が満18歳以上の場合は、高校生等が申請者となることができる。

- 3 申請および請求は、通学定期乗車券の有効期限まで行わなければならない。
- 4 市税に滞納がある者は、この助成金を申請および請求することができない。
- 5 第1項の申請および請求は、福井県電子申請サービスを使用して行うことが できる。

(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、通学定期乗車券購入助成金決定通知書(様式第2号)により、当該申請者にその旨通知するものとする。

(助成金の支払)

- 第8条 市長は、前条の交付決定を行ったときは、申請日の属する月の翌々月末 までに、申請者の指定する金融機関の口座に、助成金を振り込むものとする。 (助成金の返還等)
- 第9条 市長は、交付決定した内容に変更が生じたときは、申請者に対し助成金 の決定の全部または一部を取り消し、既に当該助成金を交付したものについて は、その全部または一部を返還させることができる。
- 2 市長は、申請および請求に虚偽または不正があったときは、申請者に対し助成金の決定を取り消し、既に当該助成金を交付したものについては、その全部を返還させることができる。
- 3 前2項の規定による返還を命じられた者は、直ちに助成金を返還しなければ ならない。
- 4 市長は、本人または関係機関に対し、報告を求め、または調査することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前に購入した定期乗車券で施 行日後も継続して30日以上有効なものについては、施行日から有効期間満了 日までの期間について助成の対象とする。この場合においての助成の額につい ては、日割りして算出するものとする。

附則

- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和元年8月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和2年10月1日から施行する。 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(以下「旧様式」 という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるも のとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これ を取り繕って使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第5条の規定は、この要綱の施行の日以後に申請の あったものについて適用し、同日前に申請のあったものについては、なお従前 の例による。
- 3 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(以下「旧様式」 という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるも のとみなす。
- 4 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これ を取り繕って使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年11月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(以下「旧様式」 という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるも のとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これ を取り繕って使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(以下「旧様式」 という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるも のとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これ を取り繕って使用することができる。